



平成 29 年 2 月 2 日

各 位

会 社 名 沖 電 気 工 業 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 鎌 上 信 也  
コ ー ド 番 号 6 7 0 3 東 証 第 1 部  
問 合 せ 先 I R 室 長 山 内 篤  
電 話 番 号 0 3 - 3 5 0 1 - 3 8 3 6

## 公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について

当社は、「消防救急無線のデジタル化に係る商品又は役務」に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして平成 26 年 11 月 18 日に公正取引委員会の立入検査を受け、以降同委員会による調査に全面的に協力してまいりました。

本日、同委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたので、下記の通りお知らせいたします。

本件に関し、株主の皆様、お取引先ならびに関係の皆様にご迷惑、ご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 排除措置命令の概要

全国の市町村等が発注する消防救急デジタル無線機器の納入について、独占禁止法第 3 条の規定（不当な取引制限の禁止）に違反する行為を取りやめていることを確認するとともに、今後同様の行為を行わないために必要な措置を講じることなどを命じられました。

#### 2. 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額： 2 億 4,381 万円

#### 3. 当社の対応

当社は、このたびの命令を受けたことを厳粛かつ真摯に受け止め、再発防止策の徹底とさらなるコンプライアンスの強化に努めてまいります。

また、本件の重大性を考慮し、当社の会長・社長ならびに対象期間における関係役員につき、月額報酬の 30%から 10%を 3 か月から 2 か月間減額することといたしました。

#### 4. 業績への影響

当社は、本件に関する事前通知を受け、平成 29 年 3 月期第 2 四半期累計期間において独占禁止法関連損失引当金繰入額 2,477 百万円を計上しており、本件による業績予想への影響はありません。

以 上